

平成26年度 第5回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年6月17日（火）
午後2時00分～4時30分
- 2 場所 流山市役所第二庁舎3階301
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員、鈴木（れ）委員、鎌田委員、中委員、大野委員、
平原委員 鈴木（五）委員、上平委員、米澤委員、杉田委員、栗飯原委員、
小泉委員
- 4 欠席委員
鈴木（孝）委員、大津委員、中村委員、森山委員、田村委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - (1) 諮問について
 - ・流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
 - ・流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
 - (2) 審議について
 - ・流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について
 - (3) 報告について

・「(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例 (案)」に係るパブリックコメントの実施について

8 議事録 (概要)

(小島議長)

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。本日は傍聴の申出が在りません。

それでは、議事に入ります。前回の第4回流山市福祉施策審議会では(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例の制定について、これまで審議の中で出た意見等もふまえ、答申書(案)を作成し、委員の皆さまに賛同を頂きました。

その後、私と鎌田会長職務代理者で送付資料に入れてあります答申書写しのとおり、市長へ答申致しましたことを報告します。

今回の第5回流山市福祉施策審議会では、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」について、2件の条例についての諮問があります。

また、第1回福祉施策審議会で諮問のありました流山市高齢者支援計画の策定について、及び第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定についての審議があります。

最後に、本年度、4回の福祉施策審議会で委員の皆さまに審議して頂き、5月20日に市長へ答申いたしました「(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例 (案)」に係るパブリックコメントの実施について報告があります。

(事務局：染谷健康福祉部長)

(諮問書読み上げる)

(小島議長)

それでは、ただいま諮問のありました2件の条例制定につきまして事務局の説明を求めます。

(事務局：早川介護支援課長)

「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」に

ついて、の条例の背景と条例案について、それから国の基準と条例がござい
ます。同時に諮問させていただきました「流山市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例の制定」について、国の基準との対比につ
きまして、説明します。地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条
例の制定について、これは市内に4つの地域包括支援センターがあり、本来市
が直営しますが、効果的運営の観点から、医療法人、社会福祉法人に委託して
運営を行っています。地域特性に合わせて、4地区に分けており、高齢者の介
護・福祉の相談、介護認定の手伝い、要支援者へのサービス、介護予防、も行
っており、地域高齢者の総合センターの機能を有する場所であります。

職員は、厚生省令により定まっていたましたが、権限委譲により市で条例を作
成するものです。条例作成には従う基準があり、それに基づき条例化するもの
で、そのままの条文とするか、地域の実情に応じて内容を手直しして、定め
るものです。

条文は全4条で、1, 2条は趣旨・定義、3条は基本方針、第4条がメイン
で職員に係る基準で省令に定めるとおりに定めたものです。施行日は、平成2
7年4月1日としています。

続きまして、流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の制定です、こちらも先の条例と同様、権限移譲に基づいて、省令
で定まっていたものを条例で定めるものです。内容は地域包括支援センターに
関わるものです。

条例案を説明させていただきます。第1条第2条が趣旨と定義を定めており
第3条では、介護予防支援事業者としてケアマネージメントを行う事業者の要
件としては法人とし、委託契約をさせていただくためには法人格を持っていな
ければならないと厚生労働省で定めておりまして、そのまま条文化しておりま
す。第4条では厚生労働省の指針に沿って基本方針を定めております。第5条
では守秘義務について定めております。当市の条例には従業者でなくなった後
について加えております。第6条基準省令で定めるところとし、全33条に及
ぶと長文化するため効率的運用を図る意味で、このようにまとめております。

本日は皆様からご意見を頂戴いしもう一度次回第6回でご意見を伺って第
7回で答申をいただければ、議会に報告してパブリックコメントを実施し、1
2月の市議会に提案させていただき3か月の周知期間を経て来年の4月から
施行する予定ですので、宜しく御審議くださいますようお願いいたします。

(小島議長)

それでは、この2点につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

(鎌田委員)

流山市指定介護予防支援等の事業に関する条例ですが、今のお話しですと要支援者のケアマネジメントを指すわけですが、この条例にはこういうものでなければならないとか、配慮しなければならないとかは書いてありますが、介護予防支援とはなにかは要支援者のケアマネジメントを介護予防支援ということが書いていないのですが、これは第2条の文言で良いのだということかと思いますが、一般の方は理解しがたいと思いますが、明確に書かないでいいのかと、2点目としては、第3条に条例で定めるものは、介護支援業者となれるのは法人とすると書いてありますが、法人だけで良いのでしょうか。法人であれば良いと取れますが、最後は基準省令でカバーできるということかも知れませんが、ここに法人としか書かないのはどうなのかと思います。資料によりますと、要支援者のマネジメントができるのは、市役所と支援センターと書いてありますが、委託を前提に条例を作っているのか以上3点の質問になります。

(事務局：早川介護支援課長)

ご質問の1点目ですが、条例を定める場合上位の法令や政令があって、そこで委任を受けるかあるいは条例を定めることができるようになっており条例を定められることになっております。法令、政令、条例の流れの中で、一体的に解釈し運用していただくのが、法律のルールとなっていますので、介護保険法の中で言うておりますので、この規定を作ることになりますと二重規程となりますので、御意見として承っておきます。法人とのことですが、介護保険法第140条の34の2がございまして、それを書き下ろしたものが、第3条でございまして。法人であるけれども市として責任を持って委託するもので、社会福祉法人等で相談支援ができる経験や知識を持った介護保険事業の実績のある法人に委託して行くというのが、市としての流れになって行くと考えますので、法人は限定された法人と考えています。ケアプランナーに委託することですか、それとも地域包括支援センターに委託することですか。

(鎌田委員)

資料では、市役所と、地域包括支援センターで一般の法人は入っていないので最初からそこに委託するように決まっていますよいいのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

今日別に提出させていただいた資料で、高齢者支援計画の資料を見ていただくと、市町村地域包括支援センターがケアマネージメントを実施しているこの部分をご指摘いただいているところと思いますが、例として記載しているもので、正しくは介護予防支援事業者たる地域包括センターがケアマネージメントを実施する言い方になると思います。現行の制度では地域包括支援センターからその技能があると認められる地域の居宅介護支援事業所というケアマネージャーがいる介護保険の専門職がいる事業所に委託することができることとなっております。国の説明によると現行通りと説明を受けております。地域のケアマネージャーにお願いして行くことは、変わりはありません。

(鎌田委員)

この第3条の法人とは、地域包括支援センターということになりますか。

(事務局：早川介護支援課長)

第3条に法第115条の22とありますが、介護予防のためのマネージメントをする事業所については、市が事業所を指定するとなっております。すなわち地域包括支援センターを運営している法人からケアマネージメントを自分が運営している地域包括支援センターで事業所指定申請いただくのですが、相手方には法人格が必要です。市として事業所指定する法人はどのような法人でなければならないということを定めさせていただいています。

(鎌田委員)

地域包括支援センターを運営する法人のことを言っているのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

はい、そのとおりです。

(上平委員)

第4条の担当する職員のカテゴリーが(1)(2)(3)とあるのですが(1)の保健師その他これに準じる者とありますが、これに準ずる資格があるのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

保健師に準じる者につきましては、地域福祉の業務経験のある看護師があたりります。社会福祉士に準じる者は福祉事務所の現業員の経験が5年以上あるいは介護支援施設の業務経験が3年以上かつ高齢者の保健福祉に関する相談業

務3年以上従事した経験を有するもの等です。県で実施するケアマネジメントリーダー研修を修了した者。

(上平委員)

保健師の資格を持っている人は分かるのですが、今聞いた経験を持つ者を準ずる方だと誰が判断してこの人良いですよとなるのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

最終的には、市で、適切に判断しているというのが実態です。

(上平委員)

ここに掲げる3人が必要ですとありますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

(事務局：早川介護支援課長)

現状の人員体制は、まず北部地域包括支援センターは、看護師が2名社会福祉士2名主任介護支援専門員1名です。中部地域包括支援センターは、保健師1名社会福祉士2名主任介護支援専門員が1名です。東部地域包括支援センターは、看護師1名社会福祉士1名主任介護支援専門員が1名です。南部地域包括支援センターは看護師1名社会福祉士2名主任介護支援専門員1名です。

(上平委員)

そうしますと、この条例が施行させると2名いるところは1名にしなければならなくなるのではないのでしょうか。1名以上とまらないのではないのでしょうか。

(事務局：早川介護支援課長)

委員ご指摘の点ですが、本文を見ていただくと、1号保険者(65歳以上の被保険者)3千人から6千人に置く人員が1,2,3が基準ですと言っておりますので、この4地域65歳以上の方が6千人を超えております、この条例施行後は地域の特性を考えながら2名がいいのか、或いは1名でできるのか地域の特性を考えて充実して行くことを考えております。

(小島議長)

他に御意見を頂戴したいところですが、本日は議事が多いことから、次の審議に移らせていただきます。(2)流山市高齢者支援計画の策定についてに入ら

していただきます。流山市高齢者支援計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局：早川介護支援課長)

高齢者支援計画はいくつかの課が関わっておりますが、私から説明させていただきます。高齢者実態調査は参考資料として入れております。高齢者実態調査は現在集計しております。集計が終わりましたら皆様にお配りいたします。

第5期高齢者支援計画重点施策に掲げた施策の検証と方向性について説明いたします。前回の計画では高齢者の現状や高齢者実態調査の傾向を踏まえ第5期で重点的に実施する事業を5つ掲げました。これにつきまして第5期に位置づけた重点課題に検証を加え、第6期現時点でどのような方向性で定めようかしているかに絞って説明させていただきます。1点目の重点施策地域包括ケアシステムの構築を挙げこれにつきましては、ご覧のとおり方向性で取組みが行われてきました。第6期で地域包括ケアシステムの構築をどのように位置づけるか、現時点では団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて本格的な地域包括ケアシステムを構築するためさまざまなものを取組んで行かなければならないと考えています。次に②ですが、介護予防政策ですが、年々要介護認定者が増加しています。要介護となってもリハビリをしていただいでそれ以上悪くならないようにあるいは、改善していただくことが大事だということで、前回重要施策としています。新しい制度では総合事業に位置付けています。3点目ですが、高齢化の進展とともに要介護・要支援の認定者が増えています。介護予防の支援も国からいただいでおりますが、各種介護予防事業がありますが、これらを精査し要介護に至らないよう介護予防に取り組む総合事業に位置づけて積極的に取り組んでいくべきではないかと言うことを方向性として反映して行きたいと考えています。次に3点目は高齢者の社会参加推進を掲げました。元気な方は生きがいを持って地域社会で暮らしていただくことが介護予防に資すると考えております。高齢者の急増により、約3人に1人が高齢者の時代が近づいてきます。高齢者もできる限り地域社会で一定の役割を果たすことが、本人の健康寿命を延伸と生きがいを持って日常生活を営むことに寄与できるのではないかと、そのための施策を継続・拡大を図る。4点目として重度要介護者認定者に係る施設基盤の推進ですが、要介護4・5の重度の多くは在宅介護サービスを利用しても在宅生活が困難と思われる方は少なくありません。そのような方に対応した特別養護老人ホーム第5期では200床整備しましたが、要介護4・5の入所待機者の解消に向けて現在250名程おられますが、解消に向けて特別養護老人ホームの建設をしていく必要があると考えております。最後7ページ認知症対策の推進ですが、早期に認知症の方に対応するシステム

の構築しようとの検討がなされております。国の最新の推計では2025年には認知症の高齢者が470万人に達し高齢者の約12%となるとしています。認知症を抱えるようになってでもできる限り住み慣れた地域で生活継続ができるように、認知症に関する知識の啓発を積極的に行うとともに、認知症を抱える本人及び介護者のニーズにこたえる施策、サービスのさらなる充実を図るべきと考えております。

(小島議長)

高齢者支援計画策定について委員の皆様から御意見、御質問がありますか。

(上平委員)

介護保険サービスを活用して在宅生活の継続を望む声が高くなっています。と書いていますが、私は在宅でなく施設を希望している方も多いのではと思うのですが、何を見込んでそのように考えているのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

アンケート調査で介護が必要となったときどのような暮らし方を希望しますか、との問いに一番多い回答が在宅で介護保険制度に基づいた介護サービスを利用したい39.8%と次に多かったのは特別養護老人ホーム等介護保険施設が23.2%、在宅で家族介護のみを受けるとした回答が7%でした。アンケート結果からです。

(小泉委員)

包括支援センターの基盤を強化すると言っていますが、3人で6千人を見るのは大変なことだと思いますが、相談ができないので人数を増やしてもらいたいと思います。

(上平委員)

1枚目に第三者評価とありますが、どのような人が評価し、その結果をどのように公表するのか。

(事務局：早川介護支援課長)

第三者評価は昨年度からスタートして包括支援センターの運営協議会組織でこれは、介護支援の専門の方で、評価委員という方を5名推挙いただいて、その方々に包括支援センターの評価をしていただきホームページに掲載して公表しております。今年度については、ただいま実施中でまとまり次第委員の皆様

にお配りいたします。

(事務局：染谷健康福祉部長)

上平委員のご質問がありましたが、同じ質問が今回の議会でもありますので、地域包括センターの充実を図りますとお答えします。充実すると委託料もアップすることを覚悟してお答えします。

(鈴木(五)委員)

第5期と比較して第6期では、ここを強化するとか新しく加えたりしたと考えているのは、どのあたりですか。

(事務局：早川介護支援課長)

地域包括ケアシステムだと考えます。

(事務局：染谷健康福祉部長)

またですが、一般質問で地域包括ケアシステムの考え方は賛成しますが、厚生労働省は医療と介護が手を携えて長い期間暮らすのは無理だろうただし、流山市の社会資源としてこの地域包括ケアシステムが円滑に運営するため、社会資源に医療が不足が生じるのではないのでしょうかと疑問を投げかけられました。

(鈴木(五)委員)

私の自治会の老人クラブで勉強会を実施していて、4月は流山警察からオレオレ詐欺の勉強会をし、5月は包括支援センターから来ていただいて、介護保険の利用の仕方の学習会をしました。地域で救急車やデイサービスの車が行きかかっていて、1人か2人でやっと動いているのに、在宅がほんとに可能なのか今往診してくれる医者がどこにいるのか、いざ救急車で運ばれることとなったとき運ばれる先を作っておこうと思って通院していますが、いざというときと思うと配偶者に負担をかけられないので特養だと思いますが、待機者が多くて入れないし理想論ばかりではなく、現実近づけていただいて医療と介護をワンセットにして家庭に配布してくれるのか、そのところ宜しく願いたい。

(上平委員)

医師会が中心となって、介護を必要する人のリストを作って関係者が閲覧できるシステムを作っているところがあると聞いて良いなと思いました。医師会がリーダーシップを取ってきちっとやってもらわないとできないのですよ。この方がどこの医療機関に受診してどんな薬を飲んでいいのか、見られるシステ

ムが必要なのですが、それには掛り付け医がいないとだめだと思いますが、それが無いのです。地域包括ケアシステムが構築できれば、流山市に安心して住めると思います。あと一つ言わせてもらいますと、生きているうちの問題はありますが、その次の段階ですお年寄りが悩んでいるのはお墓です市で考えてもらいたい。

(事務局：染谷健康福祉部長)

流山市は35km²しかないので、もっと広範囲に見ていただきたい。

(杉田委員)

1つの包括支援センターで1号被保険者が何人位いるのか、もう一つが3ページですが、介護支援サポート事業による社会参加ですがやってみたい人はたくさんいると思いますが、何処に行ったら良いか分からない方が沢山いるのです。3点目は認知症対策ですが、市ではどのような対策を考えているのですか。

(事務局：早川介護支援課長)

1点目の地域包括センターごとの高齢者人口ですが、手持ちに資料がないので、後ほどお答えします。介護支援サポータにつきましては、私どもも把握しておりますので、サポータと活動機関を結ぶ役割を担っていただくため社会福祉協議会に委託しておりますので、十分協議して活動者と活動者を求めている機関を結ぶ仕組みづくりを考えて実行に移して行きたいと考えています。3点目ですが認知症対策につきましては、重要施策の6項目に挙げておまして、危機感を持って取組んで行きたいと考えています。今年度から千葉県モデル事業を実施してまいります。これは認知症対策ではないのですが、医療と介護に関するモデル事業ですが、県から認可をもらいましたので、事業を実施して行きたいと考えておまして、その中で流山市独自の対応として認知症は医療と介護の両輪がしっかり回らなければならないと考えます。認知症対策も医師会の先生に入っていて、検証してまいりたいと考えています。

(小島議長)

皆様からもっと御意見をいただきたいところですが、時間の関係で次の議題に移らせていただきます。

それでは、第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について事務局から説明をお願いします。

(事務局：小西障害者支援課長)

流山市障害者計画アンケート調査報告書と第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルによる計画策定についてとスケジュール表をお配りしております。第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定に先駆けて、障害者の皆様にアンケートを皆様の意見やニーズを調査するために行ったものの結果をお配りしております。97ページ以降にアンケートを掲載しております。実施は昨年12月中旬から1月10日まで調査期間として実施しました。千人を対象に郵送で実施し有効回収率54.5%でした。10ページをご覧ください。身体障害者の等級ですが、1級が35.8%2級が17.5%1級と2級で53.8%となっております。11ページはそれぞれの障害の種別ごとの回答数の割合を記載しております。12ページですが、療育手帳の判定の割合です。次に13ページですが、精神障害者保健福祉手帳の所有者は、2級の方が多くなっています。それでは、22ページをご覧ください。生活支援ご家族についてお尋ねしております。ご家族の方と暮らされている方が、多くなっております。24ページ生活を支える収入は何ですか、国の手当である特別手当や年金が多くなっております。25ページから34ページまで必要な手助けはどんなことか聞いております。35ページをご覧ください。35ページから44ページまでは手助けが必要な項目に誰に手助けをお願いしていますかを項目ごとに聞いています。一番多いのが、家族や親戚で2番目にヘルパー、3番目は施設職員に手助けをお願いしております。45ページ悩んでいることや相談したいことは自分の健康や病気の治療が多く2番目に多いのは経済や生活費のことが多くなっています。46ページですが悩みをどなたに相談していますかでは、家族が一番多くなっております。49ページ今後利用したい福祉サービスでは一番多いのは居宅介護を利用したいが多くなっております。知的障害では、施設入所・グループホーム等入所系のサービスを望んでおられます。67ページをお開きください。介護者の年齢を聞いています。60歳以上が介護者である場合が多くなっております。73ページをお開きください。今後の施策の重要度では自宅での生活を支援する在宅サービスの充実が多くなっております。さらに福祉手当・タクシー券の支給など経済的支援の充実が多くなっております。あと何でも相談できる窓口などの相談体制の充実が多くなっております。74ページ以降ですが、自由意見となっておりますが、これは出していただいた御意見を全て掲載しております。後をご覧ください。内容としては、障害者計画のアンケートでしたが、介護保険への要望も含まれております。あと多かったのはグループホーム等の入所施設の整備を進めて欲しいとのご意見が多くなっております。以上がアンケート調査の報告になります。続きまして第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルによる計画策定に

ついてですが、障害者計画もP D C Aサイクルを使ってしっかりと検証しながら計画を立てて行きたい、その一つとしてアンケート調査でいただいた御意見を計画に反映していかなければならないと考えております。現在の計画の57ページ前回の検証とありますが、この部分を検証して実績を出しております。今見直しをしているのは、77ページから85ページまでとなります。77ページ見込み量が出て24年も25年も26年も太枠で囲まれていると思いますがこの部分が現計画の目標でした。これを実績としてどうだったか85ページまで検証しています。出来るだけ早く検証結果を皆さんにお示しして、今後どう役立てていくのか、次回以降お示ししてまいります。流山市の場合はこの福祉施策審議会と福祉推進会議、地域自立支援協議会がございしますが、そういったところに何回も話し合っただけで計画書を議会に出していこうと考えています。スケジュール表ですが、説明意見交換ですが、これを来年1月まで伸ばしております。以上で説明を終わります。

(上平委員)

アンケートの中で46ページの相談支援専門員これは主任介護相談専門員のことを言うのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

ここで言う相談支援専門員は障害者版のケアマネージャーでこれは県の研修を受けて障害者用ケアプランを作る方です。

(上平委員)

質問の趣旨は相談受けたことのない人をこの計画で一人置かなければならないのかということ、いかがなものかと思ったもので質問しました。アンケート見てみますと家族が支えになっているのです。70ページを見ると自分が介護できなくなったときに不安だと思って思います。その場合どのようなケアをしてあげたらいいのか考えなければならないのではないのでしょうか。

(小島議長)

次回にも検討する時間もありますので、次の議題に移ります。前回お話しがありました・「(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)」に係るパブリックコメントの実施について事務局から報告をお願いします。

(事務局：河原健康福祉部次長)

「(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)」に係るパブリックコメントの実施について報告させていただきます。パブリックコメント実施要領と言う

資料をご覧ください。5月20日以降の経過と条例案について、ご説明させていただきます。まず経過からご説明いたします。5月24日土曜日ですが、この日開催された医師会懇談会で地域見守りネットワーク状況と今後の条例制定の趣旨について、医師会に説明させていただきました。また、パブリックコメントの実施の手続きですが、6月21日に広報に掲載して6月23日月曜日から、7月22日火曜日までの30日間意見を伺いパブリックコメントの期間中の7月12、13日にタウンミーティングを実施します。市内に出向いてタウンミーティングを行います。これらで出された御意見を踏まえて9月議会に上程することを目指しております。9月議会で議案が認められたら、10月中旬の交付と同時に条例を施行し合わせて施行規則を制定し現在の地域見守りネットワーク事業実施要綱と統合し、合わせて災害時要援護避難計画を見直し条例と整合を図るとともに、今回の法令改正に対応したいと考えています。その後市民や自治会、関係機関の皆様さまにさまざまな機会を通じて周知いたしまして、対象者に通知し情報提供に係る意思の確認を行った上で、名簿を整備し平成27年4月に自治会等に情報を提供できるよう準備をしたいと考えています。

条例案の内容についてご説明いたします。(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)をご覧ください。第1条では地域における支え合いの基本理念を定め市、市民、自治会、関係機関及び事業者の役割を明らかにし、支援が必要な者の情報提供、情報の提供を受ける者が、遵守すべき事項等を定め支援が必要な方が、住み慣れた地域で社会から孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを規定しています。第2条ですが、本条例における用語の意味を規定しています。支え合い活動は、現在地域見守りネットワーク事業として実施しています日常の見守りやそれに付随する活動に加え平常時から災害時との視点で災害が発生したまたは発生する恐れがあるとき支援を必要とする者の生命、身体を円滑かつ迅速に保護するための活動を含め、支え合い活動として定義しています。地域の支援の必要性が高い方として第2項に定めております。地域見守りネットワーク実施要綱や災害時要援護者と整合を図っておりますが、高齢者を一律に65歳以上としますと元気な方も多く含まれますので、本条例案では75歳以上としております。本条例では176の自治会の他、自治会が組織されていないマンション等については支え合い活動をしようとする管理組合等も自治会に含めて定義しております。続きまして、第3条から、第8条までは、市、市民、自治会、関係機関の役割を規定しています。第9条第1項では、あらかじめ情報を提供する団体等を定めております。

第2項では、提供できる情報の範囲を定めております。続きまして第10条から第13条までは、支援が必要な者の情報提供について定めております。

続きまして第14条ですが、見守り活動を実施していないあるいは名簿の提供を必要としていない自治会や地区社協もあることを考慮して希望する団体と定めております。第15条は情報の提供を受ける協定の締結の必要があることを明記するとともに協定書の内容について規定しております。第16条では、協定に基づき情報を受けようとする団体等が、その名簿を管理する責任者として名簿管理者を届出ることとしております。第17条では緊急時は同意が無くても名簿に登載し情報を提供できるとしてしております。第18条では提供を受けた団体が名簿の紛失、漏えい等を防止その他安全管理について定めております。第19条では、情報の提供を受けた団体等が不当な利用などが無いよう制限を規定しております。最後に第20条ですが、法令等により守秘義務が課されていない団体等に支え合い活動の従事者に守秘義務及び不当な利用の禁止を規定しています。守秘義務等に違反した場合の罰則を本条例では規定しておりません。理由としては、1つ目に民生委員には民生委員法により守秘義務が課せられていること、2つ目は、自治会等は地域で自主的に地域支え合い活動を実施しており市として協力しその活動を拡大していこうとする本条例の趣旨を考慮し、3つ目に実効性のないものに罰則を科すことよりも個人情報の取扱いについての重要性の周知徹底を図っていった方がより効果的であると考えるので罰則を科すことは、定めておりません以上で説明を終わります。

(上平委員)

第17条ですが、危険があると判断したときとありますが、誰がどう言う責任を持って判断するのですか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

災害対策本部で判断します。

(小島議長)

それでは、事務局から他に何か連絡があればお願いします。

(事務局：早川介護支援課長)

先程、杉田委員からの御質問の介護支援センターごとの高齢者人口ですが、北部地域包括支援センターは今年度4月1日現在で、10,809人、中部地域包括支援センターは8,591人、東部地域包括センターが9,555人、南部地域包括センターが10,499人です。

事務局から次回の審議会開催に向けた日程についての説明があり、第6回福祉施策審議会は終了した。